

長崎県南部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)新たに南区計第2512号を追加する。

1 漁業権に関する事項

※共同漁業及び以下を除く区画漁業については令和7年5月30日付け長崎県告示第293号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。  
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南区計第2512号	長崎県長崎市牧島町中ノ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町虫山鼻北端標識 (北緯32度45分39秒, 東経129度58分1秒) 2 同市同町虫山浦東側海岸標識 (北緯32度45分38秒, 東経129度58分1秒)	イ 1から270度20メートルのところ (北緯32度45分39秒, 東経129度58分0秒) ロ 1から270度55メートルのところ (北緯32度45分39秒, 東経129度57分59秒) ハ 2から270度51メートルのところ (北緯32度45分38秒, 東経129度57分59秒) ニ 2から270度16メートルのところ (北緯32度45分38秒, 東経129度58分0秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く) かき道4丁目(旧東町を除く)		新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和7年5月30日付け長崎県告示第293号により公示した内容と変更ないため省略する。